

東郷町公契約条例の手引き

1 条例の目的

公契約に係る基本方針を定め、公契約に係る品質の確保と労働者の適正な労働環境の確保を図ることで、地域経済の発展及び町民の福祉の増進に寄与することを目的とします。

2 用語の定義

条例における用語の定義は、以下のとおりです。

公契約	町が締結する売買、賃借、請負その他の契約、指定管理の協定
受注者等	公契約を締結した者 ※下請負者（再委託業者）も含まれます。
労働者	受注者等に雇用されるか若しくは自ら労力を提供し（一人親方等）、公契約に係る事業に従事する者 ※下請負者（再委託業者）として従事する者を含みます。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者は該当しません。

3 条例の基本方針

公契約条例の目的を達成するに当たり、次の4つの項目を基本方針とします。

- 公契約を締結するまでの過程で、公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- 公契約の適正な履行及び良好な品質を確保すること。
- 労働者の適正な労働環境の確保に配慮すること。
- 地域経済の発展に配慮すること。

4 町が行うこと

- 入札・契約制度における公正性・透明性・競争性の確保を図ります。
- 適正な予定価格等の算出を行い、適正な時期に合理的な規模で公契約を締結します。
- 地域経済の発展を図るため、町内事業者から見積を徴取する等、町内事業者を活用します。
- 特定公契約の受注者等に対して、労働条件の確保についての報告（労働条件報告書の提出）を求めます。
- 条例を適切に運用するため、必要に応じて関係団体への意見聴取等を行います。

5 受注者等が行うこと

- 公契約を締結する社会的責任を自覚し、法令を遵守してください。
- 労働者の適正な労働環境を確保してください。
- 公契約に係る町の取組に協力するよう努めてください。
- 下請負者を選定するときや資材等を調達するときは、町内事業者の活用に努めてください。
- 事業の適正な履行体制及び良好な品質を確保し、労務費その他の経費を適正に積算してください。
- 特定公契約を受注した場合は、労働条件報告書を提出してください。

6 特定公契約の適用範囲

下記の契約及び協定を特定公契約とし、労働条件報告書の提出を受注者等に求めます。特定公契約では、労働者が安心して働くことができるよう、労働関係法令の遵守を労働条件報告書により確認します。（下請負者を含む）

《特定公契約となるもの》

- 予定価格が3,000万円以上の工事の請負契約
- 予定価格が1,000万円以上（年額）の業務の委託契約
ただし、以下の契約を除きます。
 - ・賃貸借契約、単価契約、国・地方公共団体・財政援助団体との契約
- 予定価格が1,000万円以上（年額）の指定管理に基づく協定

※契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約等）に関わらず対象となります。

※予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額です。

※長期継続契約など、特定公契約の期間が1年を超える場合は、予定価格を契約月数で除して得た額に1.2を乗じた額とし、指定管理協定の場合は、当該協定の年額とします。

※特定公契約となる案件については、特定公契約に該当すること、労働条件報告書の提出を求めることを入札の公告、指名通知書、見積徴取通知書等に記載し、あらかじめ事業者へ通知します。

7 労働条件報告書の提出

特定公契約の受注者（元請）は、「労働条件報告書」を作成し、契約（協定）締結後遅滞なく、事業を所管する課へ提出してください。

なお、受注者が事業の一部を第三者に請け負わせ又は委託するときは、当該第三者が「労働条件報告書」を作成し、当該第三者との契約締結後遅滞なく、受注者が事業を所管する課へ提出してください。

※受注者は、下請負者にも特定公契約に該当し、条例の適用を受ける旨を周知してください。

※受注者は、契約期間が1年以上となる特定公契約については、契約等締結日から起算して1年を経過するごとに、「労働条件報告書」を、事業を所管する課へ提出してください。

8 調査・指導・公表

町は、事業の品質を確保するため、公契約の履行体制の調査や改善措置を講じる旨の指導を行うことがあります。

その他、町は提出された労働条件報告書について必要があると認めるときは、受注者等に対し、関係書類の提出を求めたり、聞き取り等の調査を行います。報告や調査の結果によっては、改善を求める指導を行います。

次のときには、受注者等の名称や内容等を公表することがあります。

- 労働条件報告書を提出しないとき。
- 受注者等が関係書類の提出や聞き取り等の調査を拒否したとき。
- 改善指導に応じないとき。

様式第2

労働条件報告書

年 月 日

東郷町長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名
担当者・連絡先

印

労働条件の確保についての報告に関する特約条項第2条に基づき下記のとおり提出します。
記

契約（協定）名	
路線等の名称	

区 分	項 目	回 答
総 則	1 労働契約・雇用契約の締結に際し、労働者に対して賃金、就業日、就業時間、時間外労働などの労働条件を文書で明示していますか。	
就業規則	2 就業規則を作成し、労働基準監督署に届出されていますか。また、法令に従った方法で周知していますか。（事業場単位で労働者が10人以上いる場合に限る。）	
労使協定	3 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（36協定）が労働基準監督署に届出されていますか。	
法定帳簿	4 法定三帳簿（労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿）が整備されていますか。	
労働時間	5 労働者が働いた実際の労働時間を把握し、記録していますか。	
	6 法定の年次有給休暇を付与していますか。	
賃 金	7 賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金が支払われていますか。	
	8 時間外、休日等に労働させた場合、法令どおり割増賃金を支払っていますか。	
	9 賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	
	10 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
安全衛生	11 法令に基づく安全衛生管理体制は、整っていますか。	
	12 労働安全衛生法に基づく健康診断を雇入れ時及びその後1年に1回、定期的実施していますか。	
各種保険	13 労働保険の加入及び社会保険の加入等の手続を行っていますか。	

注 「回答」欄には、はいの場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当しない場合は「-」を記入してください。

労働条件報告書の根拠法令等

<総則>労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条第1項

1 「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」とされ、明示すべき事項は、施行規則で定められています。

<就業規則>労働基準法第89条及び第106条

2 常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出ることとされています。また、就業規則は、作業場への指示、備え付け又は書面の交付等により、労働者に周知することとされています。

<労使協定>労働基準法第36条

3 法定労務時間を超えて労働する場合や法定休日に労働する場合は、前もって使用者が労働者代表と36協定を締結して、労働基準監督署に届け出ることが必要です。

<法定帳簿>労働基準法第107条及び第108条、労働基準法施行規則第54条等

4 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を備え、それぞれにおいて、定められた事項の記載をすることが必要です。

<労働時間>労働基準法第32条、第33条、第34条及び第39条

5 使用者は、労働時間を適切に管理する責務を有しています。

6 労働者が6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合は、有給休暇を与えなければなりません。

<賃金>労働基準法第24条及び第37条、労働基準法施行規則第54条、最低賃金法第9条

7 賃金台帳等に記載された労働日数、労働時間数、時間外労働時間数、休日労働時間数などから、適正に賃金計算を行い、支払わなければなりません。

8 1日8時間、1週40時間を法定労働時間と定め（特例有）、これを超えて労働させる場合、通常の賃金の2割5分以上の割増賃金を支払う必要があります。また、休日や深夜に労働させる場合には、割増賃金を支払う必要があります。

9 賃金は、①通貨で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払うこととされています。

10 地域別最低賃金とは、最低賃金法第9条に定められている賃金のことです。

<安全衛生>労働安全衛生法第3章、及び第66条、労働安全衛生規則第43条及び第44条

11 一定規模以上の事業場では、「総括安全衛生管理者」、「安全管理者」、「衛生管理者」を配置することとし、「安全衛生委員会」を設置することが義務付けられています。また、常時50人以上の労働者を使用する事業場では、産業医の選任が義務付けられています。

12 事業主は、労働者に対して雇入れする時及びその後1年以内ごとに1回、健康診断を実施しなければなりません。

<各種保険>厚生年金保険法、健康保険法、労働者災害補償保険法、雇用保険法

13 労働保険及び社会保険とは、厚生年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険のことです。

東郷町公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、町及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公契約の品質及び適正な労働環境の確保を図り、もって地域経済の発展及び町民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 町が締結する売買、賃借、請負その他の契約及び東郷町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年東郷町条例第17号）第6条の規定により締結する協定をいう。
- (2) 受注者 町と公契約を締結する者をいう。
- (3) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、受注者その他の町以外の者から公契約に係る事業の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- (4) 受注者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 受注者
 - イ 下請負者
 - ウ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定により受注者又は下請負者へ労働者を派遣する者
- (5) 労働者 次に掲げる者をいう。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であって、受注者等に使用され、公契約に係る事業に従事するもの。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。
 - イ 自らが提供する労務の対償を得るために公契約に係る事業を請け負い、又は受託する者

(基本方針)

第3条 公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 公契約を締結するまでの過程において、公正性、透明性及び競争性の確保を図ること。
- (2) 公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図ること。
- (3) 労働者の適正な労働環境の確保に配慮すること。
- (4) 地域経済の発展に配慮すること。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、適正な公契約に関する取組を総合的に実施するものとする。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令を遵守しなければならない。

- 2 受注者等は、労働者の適正な労働環境を確保するものとする。
- 3 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請負者と対等な立場における合意に基づいた適正なものとしなければならない。
- 4 受注者等は、町が実施する公契約に関する取組に協力するものとする。

(公契約の適正化)

第6条 町は、公契約の締結に当たっては、その性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行うものとする。

- 2 町は、公契約の適正な履行を確保するため、適正な価格、品質、納期その他の契約条件を定めるものとする。
- 3 町は、公契約の予定価格を定めるに当たっては、市場における取引の実例価格、需給の状況及び経済社会情勢の変化等を考慮し、適正に積算するものとする。
- 4 受注者等は、公契約の適正な履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算するものとする。

5 町は、公契約に係る事業の重要性、緊急性及び効率性を考慮し、適正な時期に適切かつ合理的な規模で公契約を締結するものとする。

(町内事業者の活用)

第7条 町は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮し、町内に事務所又は事業所を有する事業者（以下「町内事業者」という。）の活用に努めるものとする。

2 受注者等は、下請負者を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、町内事業者の積極的な活用に努めるものとする。

(適正な履行の確保)

第8条 受注者等は、公契約を履行するに当たっては、適正な履行体制及び良好な品質を確保するものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、受注者等に対し、前項の履行体制について調査を行うことができる。

3 町長は、前項の調査の結果、必要があると認めるときは、受注者等に対し、改善措置を講じるべき旨の指導を行うことができる。

(適正な労働条件の確保)

第9条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保するものとする。

2 町長は、規則で定める公契約について、当該公契約の受注者等に対し、前項に規定する労働条件の確保についての報告を求め、又は調査を行うことができる。

3 町長は、受注者等が前項の報告の求め若しくは調査に応じないとき、又は前項の報告若しくは調査の結果適正な労働条件が確保されていないと認めるときは、受注者等に対し、改善措置を講じるべき旨の指導を行うことができる。

(公表)

第10条 町長は、前条の指導の結果、必要があると認めるときは、公契約に関する制度の適正な運用を図るために行った指導の状況を公表するものとする。

(意見聴取等)

第11条 町は、公契約に関する制度の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、関係団体の意見聴取等を行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第3項並びに第10条の規定は、令和2年10月1日から施行する。

2 第9条第2項及び第3項並びに第10条の規定は、令和2年10月1日以後に締結される第9条第2項に規定する公契約について適用する。

【お問い合わせ先】

東郷町総務部総務財政課

電話 0561-38-3112

FAX 0561-38-0001

E-Mail tgo-souzai@town.aichi-togo.lg.jp